

2017(平成29)年7月26日

淑徳大学 FD と SD の実施に関する基本方針

本学における、FDならびにSD活動への取り組みは、次のとおりに整理することができる。①大学間連携事業の一環としてのFD活動、②本学の教職員が全員参加する「特別研修会」におけるFD活動、そして③各学部・キャンパスごとに実施されるFD活動である。これらに加えて、各学科あるいは大学院研究科単位等でも、それぞれの教育上の課題に即してFDが実施されている。

大学基準協会による第2期の認証評価の受審に際して作成した「自己点検・評価報告書」、並びに同協会からの認証評価結果における指摘事項をふまえ、大学としてのFD活動の基本的な取組の方向性を示したのが「学部FDにおける共通課題の設定について」(2013年12月11日)である。ここでは、「『教育力の向上』に向けた全学的な方針に基づく組織的なFDの取組として、PDCAサイクルでの検証に耐えうる、学部FDにおける全学共通の課題設定」が明記されている。FD活動としての主要な事項は、(1)教育目標及び教育制度についての共通理解の促進、(2)授業内容・方法等の改革や改善、(3)授業用教材開発、(4)学生の主体的学びの促進、そして(5)学生への学習支援(履修指導)であった。

本学としては、大学間連携事業が終了し、またSD活動が法定化されたことを契機に、上記のようなこれまでのSD・FD活動の成果を踏まえ、今後の活動の基本的な実施方針と当面の課題を以下の通りに設定する。

淑徳大学 ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施に関する基本方針と当面の課題

1 : FD活動の目的

大学の理念・目的を達成するために、また高等教育機関としての社会的負託に応えうる組織的な教育を展開するための条件整備の一環として、主に教育職員の一層の教育力を向上することを目的に FD 活動を実施する。

2 : FD活動の実施方針

- (1)本学の教育目標、大学の教育制度の理解の促進を目的とする研修活動
- (2)個々の授業科目の内容・方法の改革・改善を目的とする研修活動
- (3)学生の主体的な学びの促進を目的とする研修活動
- (4)学生の学修成果の把握に関する研修活動

3 : FD活動の対象者

本学の教育職員を主たる対象とする。

階層別研修においては、その対象者を個別に設定する。

4 : FD活動の当面の課題

- (1) 授業内容や授業方法の改革・改善に資する、講義・演習・実技・実習等の授業形態ごとの「成績評価の方法と基準」の開発
- (2) 学生の主体的な学びを促進するための、授業科目ごとの「事前の学習」や「事後の学習」の充実策の開発
- (3) 学位授与課程ごとの授業科目間の連携や役割分担等の検証を通じた、履修モデルの有効性の検証と課題の整理

淑徳大学 スタッフ・ディベロップメント(SD)の実施に関する基本方針と当面の課題

1：SD活動の目的

大学の理念・目的を達成するために、また高等教育機関としての社会的信任に応えうる大学運営のための条件整備の一環として、教職員に対して必要な知識や技能等の一層の向上を目的にSD活動を実施する。

2：SD活動の実施方針

- (1) SD活動の意義・目的の理解の促進に関する研修活動
- (2) 学園や大学の理念・目的、中期計画の理解の促進に関する研修活動
- (3) 高等教育機関における教育制度の理解の促進を目的とする研修活動
- (4) 法令遵守、倫理観、規範意識の醸成に関する研修活動

3：SD活動の対象者

本学の教職員を主たる対象とする。

階層別研修においては、その対象者は別に設定する。

4：SD活動の当面の課題

- (1) 大学の中期計画に関する理解の深化
- (2) 中期計画と教学組織・事務組織が所管する業務の関連性の理解の促進
- (3) 高等教育機関の基本システムの理解の促進：学位授与、単位制度その他
- (4) 社会的機関としての大学の責務の理解の進化：内部質保証、教育情報の公表その他
- (5) 学校教育法、大学設置基準等の関連法令の理解、学則及び各種規程の理解の深化
- (6) 各キャンパスの業務改革の共有
- (7) これからの時代に対応できる教学組織と事務組織の追求